

研究の倫理審査に関する概要及び規定

(目次)

・「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」	1
・「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」	13
・「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について」	19
・博士の学位論文提出及び公表に係る確認書(申請書)	23
・修士の学位論文の提出に係る確認書	25
・研究倫理教育(大学院生 Basic)テキスト(抜粋)	26
・研究倫理案内(抜粋)	30
・研究倫理教育(大学院 advanced(M), (D))テキスト(抜粋)	38

○広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号)

広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動に係る不正行為 次に掲げる行為をいう。

イ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造(存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。)、改ざん(研究資料等・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)又は盗用(他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。)

ロ イに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追実験又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。)

(2) 研究者等 本学において研究活動に携わる本学の職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

(3) 部局等 学部、研究科、附置研究所、病院、図書館、教育本部、全国共同利用施設、中国・四国地区国立大学共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、総合戦略室、グローバル化推進室、基金室、監査室、理事室、東広島地区運営支援部及び霞地区運営支援部をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、広島大学における科学者の行動規範(平成 19 年 3 月 13 日教育研究評議会・役員会承認)を遵守して研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は、研修、授業科目その他の方法による研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を受講しなければならない。

3 研究倫理教育に関し必要な事項は、理事(研究担当)(以下「理事」という。)が定める。

4 研究者等は、研究活動の正当性を証明する手段を確保するとともに、第三者による研究活動の検証を可能とするため、研究活動に係る資料(文書、数値データ、画像等をいう。)及び試料(実験試料、標本等をいう。)並びに装置その他研究成果の発表に至る一連の研究活動で作成したもの又は使用したもの(以下「研究資料等」という。)を適切に保存及び管理するものとする。

5 研究資料等の保存に関し必要な事項は、理事が定める。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関し最終的な責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(総括責任者)

第5条 本学に、研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関し本学全体を総括する実質的な権限及び責任を有する者として総括責任者を置き、理事をもって充てる。

(研究倫理教育及び啓発活動)

第6条 総括責任者は、第8条に規定する研究倫理教育責任者と協力し、研究倫理教育及び啓発活動を実施するものとする。

(部局等の長の責務)

第7条 部局等の長は、当該部局等における研究倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第8条 部局等に、部局等における研究倫理教育に関し実質的な権限及び責任を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、部局等における研究倫理教育を推進するものとし、当該部局等に配属又は所属する研究者等に研究倫理教育を受講させなければならない。

(推進室の設置)

第9条 本学に、研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため、広島大学研究不正防止対策推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 推進室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(告発の要件)

第10条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者は、本学に対し、告発を行うことができる。

(告発窓口)

第11条 学術室学術部学術支援グループに、研究活動に係る不正行為に関する告発を受け付け、及び研究活動に係る不正行為に関する相談に応じる窓口として、告発窓口を置く。

(告発等の方法)

第12条 告発及び相談の方法は、書面、FAX、電子メール、電話又は面談とする。

2 告発を受け付け、又は相談に応じるときは、書面、FAX、電子メール又は電話による場合にあっては告発又は相談の内容を告発窓口の職員以外の者が同時又は事後に見聞できないような措置を講ずる、面談による場合にあっては個室において実施するなど、適切な方法で実施しなければならない。

(告発の受付)

第13条 告発は、原則として、氏名を明らかにして行うものとし、研究活動に係る不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等(以下「被告発者」という。)の氏名又は名称及び研究活動に係る不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、匿名による告発であっても、告発の内容に相当の信用性があると思われる場合又は総括責任者が必要と認める場合は、受け付けることができる。
- 3 氏名を明らかにして告発をした者は、その後の手続において、被告発者及び告発の内容に関わる者に対して氏名を秘匿することを希望することができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び総括責任者に報告するものとする。
- 5 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、告発した者(匿名により告発した者を除く。以下「告発者」という。)に告発を受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 総括責任者は、第4項の報告を受けたときは、被告発者の配属又は所属する部局等の長に告発の内容を通知するものとする。
- 7 報道機関、研究者コミュニティ又はインターネットその他告発又は相談によらない方法により、研究活動に係る不正行為の疑いが指摘された場合(被告発者の氏名又は名称及び研究活動に係る不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的理由が示されている場合に限る。)は、総括責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第14条 研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者であって、告発の是非又は手続について疑問がある者は、告発窓口相談することができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、相談した者(以下「相談者」という。)に告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 告発窓口は、研究活動に係る不正行為が行われようとしている、又は研究活動に係る不正行為を求められている旨の相談に応じたときは、学長及び総括責任者に報告するものとする。
- 4 学長又は総括責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、必要があると認めたときは、相談の内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第15条 告発窓口の職員は、告発を受け付け、又は相談に応じるに当たっては、告発者(匿名により告発した者を含む。以下この項において同じ。)又は相談者の秘密の遵守その他告発者又は相談者の保護を徹底しなければならない。

(悪意に基づく告発)

第 16 条 何人も、悪意に基づく告発(被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者の配属又は所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 本学は、悪意に基づく告発であったことを認定した場合は、当該告発者の氏名及び配属又は所属その他必要な事項の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

3 学長は、前項の措置を講じたときは、告発された事案に係る研究活動に使用した競争的資金その他の経費(以下「研究費」という。)を本学に配分又は措置した機関(以下「資金配分機関」という。)及び当該研究活動に係る不正行為への対応等に関するガイドライン等を定める機関(第 51 条を除き、以下「関係機関」という。)に措置の内容を通知する。
(予備調査の実施)

第 17 条 総括責任者は、第 13 条第 4 項の報告を受けた場合であって、告発された事案について予備調査が必要と認めたとき、又はその他の理由により予備調査が必要と認めたときは、速やかに被告発者の配属又は所属する部局等の長に予備調査会の設置を指示するものとする。

2 前項の場合において、告発された事案が、既に取り下げられた論文等に対してなされたものである場合は、論文等の取り下げに至った経緯及び事情並びに研究活動に係る不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、予備調査の必要性を判断するものとする。

3 予備調査は、告発された研究活動に係る不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的・合理的理由の論理性、第 20 条から第 29 条に規定する本調査における当該事案の調査可能性その他必要と認める事項について行う。

(予備調査会)

第 18 条 予備調査会は、部局等の長が指名する者 3 名以上により組織するものとし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

2 予備調査会は、必要に応じて被告発者その他の関係者に対して、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行うことができる。

3 予備調査会は、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他第 20 条から第 29 条に規定する本調査の証拠となり得る資料及び関係書類を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の結果の報告)

第 19 条 部局等の長は、予備調査会の設置の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

(本調査)

第 20 条 学長は、前条第 2 項の報告を受けたときは、直ちに大学としての調査(以下「本調査」という。)を実施するかどうかを決定しなければならない。

- 2 学長は、本調査を実施することを決定したときは、不正行為調査委員会「(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者にその旨を通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。
- 4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、資金配分機関及び関係機関に、本調査を実施する旨を報告するものとする。
- 5 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由を付して告発者に通知するものとする。
- 6 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、予備調査に係る資料を保存するものとする。この場合において、告発者又は資金配分機関から資料の開示を求められたときは、これに応じるものとする。

(調査委員会)

第 21 条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1 人
 - (2) 学長が指名する教育研究評議会評議員若干人
 - (3) 告発された事案に係る研究活動の研究分野の専門的知識を有する者若干人
 - (4) 法律の知識を有する者若干人
 - (5) その他学長が必要と認めた者若干人
- 2 委員の過半数は、学外者でなければならない。
 - 3 委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 委員は、学長が任命又は委嘱する。
 - 5 調査委員会に委員長を置き、第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

第 22 条 総括責任者は、第 20 条第 2 項の規定により調査委員会が設置されるときは、調査委員会の委員に任命又は委嘱される予定の者(以下「委員予定者」という。)の氏名及び配属又は所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 告発者及び被告発者は、委員予定者に異議のあるときは、前項の通知を受けた日から起算して 7 日以内に総括責任者に対して、書面により異議申立てをすることができる。
- 3 総括責任者は、前項の異議申立てがあったときは、異議申立てに係る審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。
- 4 審査会は、総括責任者が指名する者 3 名以上により組織するものとし、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 学長は、異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、委員予定者を変更するものとする。
- 6 総括責任者は、前項の規定により委員予定者が変更されるときは、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第 23 条 調査委員会は、第 20 条第 1 項の規定により本調査を実施することが決定した日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。ただし、30 日以内に本調査を開始することができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

第 24 条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究(以下「関連する研究活動」という。)を本調査の対象とすることができる。

2 調査委員会は、次に掲げる方法により本調査を行う。

(1) 告発者、被告発者その他関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取

(2) 証拠資料等(告発された事案に係る研究活動(関連する研究活動を含む。以下同じ。))の研究資料等その他本調査の証拠となる資料及び関係書類をいう。以下同じ。)の調査

(3) その他本調査に合理的に必要な調査

3 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、被告発者及び本調査の過程において告発された事案に関与した、又は責任を有する可能性がある者と判明した者による弁明の機会を設けなければならない。

4 調査対象者は、調査が円滑に実施できるよう本調査に誠実に協力しなければならない。
(証拠の保全)

第 25 条 調査委員会は、証拠資料等を保全する措置を講ずるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、当該研究機関に証拠資料等を保全する措置を講ずるよう依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項に定める場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

4 委員長は、第 1 項の措置を講ずる場合は、必要最小限の範囲及び期間とし、事前に関係する部局等の長の承諾を得るものとする。

5 調査委員会が保全された証拠資料等の調査を行うときは、被告発者の配属又は所属する部局等の長が指名する教員 2 人が立ち会うものとする。

(再実験等)

第 26 条 調査委員会は、被告発者に、再実験その他の方法(以下「再実験等」という。)によって告発された事案に係る研究活動の再現性を示すことを求めることができる。

2 被告発者から再実験等の申出があった場合であって、調査委員会が必要と認めたときは、調査委員会が合理的に必要なと判断する範囲内において、再実験等の機会を保障するものとする。

3 再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下で行う。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 27 条 本調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、告発された事案に係る研究活動が科学的に適切な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等が科学的に適切な方法及び手続に基づき適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 28 条 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発された事案に係る研究活動の公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の実施に必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(本調査の中間報告)

第 29 条 学長は、本調査が終了する前に、資金配分機関から要請があった場合は、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(認定)

第 30 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査の結果をまとめ、告発された事案に係る研究活動において研究活動に係る不正行為が行われたか否かの認定を行う。

2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を学長に申し出て、その承認を得るものとする。

第 31 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、研究活動に係る不正行為に関与した者とその関与の度合、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他必要な事項を認定する。

第 32 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定する場合であつて、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

第 33 条 調査委員会は、第 30 条第 1 項、第 31 条又は前条第 1 項の認定を行ったときは、本調査の結果及び認定の内容を直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、告発された事案に係る研究活動の資金配分機関及び関係機関に本調査の結果及び認定の内容を報告するものとする。

3 総括責任者は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、本調査の結果及び認定の内容を、告発者、不正行為認定者(不正行為を行ったと認定された被告発者及び被告発者以外で研究活動に係る不正行為に関与したと認定された者をいう。以下同じ。)及び不正行為認定者の配属又は所属する部局等の長に通知するものとする。この場合において、不正行為認定者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

4 総括責任者は、研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定された場合(告発が悪意に基づくものであると認定された場合を含む。)は、本調査の結果及び認定の内容を、告発者、被告発者及び被告発者の配属又は所属する部局等の長に通知するものとする。この場合において、告発者又は被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

(認定の方法)

第 34 条 調査委員会は、本調査によって得られた物的・科学的証拠、調査対象者の証言、被告発者の自認その他の証拠を総合的に判断して認定を行うものとする。この場合において、被告発者の自認を唯一の証拠として研究活動に係る不正行為が行われたと認定することはできない。

(不服申立て)

第 35 条 不正行為認定者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、第 33 条第 3 項又は第 4 項の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、学長に対して、不服申立てをすることができる。

- 2 同一の理由による不服申立ては、繰り返してすることはできない。
- 3 学長は、不正行為認定者による不服申立てを受理したときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関にその旨を報告する。
- 4 総括責任者は、不正行為認定者による不服申立てがあったときは、告発者にその旨を通知する。
- 5 総括責任者は、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てがあったときは、告発者の配属又は所属する部局等の長及び被告発者にその旨を通知する。この場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

第 36 条 不服申立ての審査は、当該不服申立てに係る認定を行った調査委員会が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、新たに専門性を要する判断が必要となると認める場合は、委員を交代し、若しくは追加し(次項において「変更」という。)、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
- 3 前項の規定により調査委員会の委員を変更するときは、第 21 条第 1 項から第 4 項までの規定に準じて変更するものとする。

第 37 条 調査委員会(前条第 2 項の規定により調査委員会に代わり審査する者を含む。以下同じ。)は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきと決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。

- 2 総括責任者は、不服申立てを却下する旨を、不服申立てを行った者(以下「不服申立人」という。)に通知する。この場合において、不服申立てが事案の引延ばし又は認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて不服申立人に通知するものとする。
- 3 総括責任者は、不服申立てを却下する旨を、不正行為認定者による不服申立ての場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立ての場合にあっては、被告発者に通知する。
- 4 学長は、第 1 項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に不服申立てを却下する旨を報告する。

第 38 条 調査委員会は、再調査を実施することを決定した場合は、直ちに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査を行う旨を報告する。

第 39 条 総括責任者は、再調査を実施する旨を不服申立人に通知する。

- 2 総括責任者は、再調査を実施する旨を、不正行為認定者による不服申立てに係る場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る場合にあっては被告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。

第 40 条 調査委員会は、再調査を実施することを決定した場合は、不服申立人に本調査の結果及び認定の内容を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求めるとともに、再調査への協力を求めるものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立人が前項の求めに応じないときは、再調査を行わない決定をすることができる。
- 3 調査委員会は、前項の決定をしたときは、直ちに学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査行わない旨を報告するものとする。
- 5 総括責任者は、再調査を行わない旨を、不正行為認定者による不服申立てに係る場合にあっては告発者、悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る場合にあっては被告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。
(再調査)

第 41 条 調査委員会は、再調査(不正行為認定者による不服申立てに係る再調査に限る。以下この条において同じ。)を開始した日から起算して 50 日以内に本調査の結果及び認定の内容を覆すか否かを決定する。

- 2 調査委員会は、前項の決定をしたときは、直ちに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査の結果を報告するものとする。
- 4 総括責任者は、不服申立人、告発者及び不服申立人の配属又は所属する部局等の長に、再調査の結果を通知する。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に通知する。
- 5 調査委員会は、再調査に係る決定を 50 日以内に行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定の予定日を学長に申し出て、その承認を得るものとする。

第 42 条 調査委員会は、再調査(悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者による不服申立てに係る再調査に限る。以下この条において同じ。)を開始した日から起算して、30 日以内に再調査の結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立てされた事案に係る資金配分機関及び関係機関に再調査の結果を報告するものとする。

- 3 総括責任者は、不服申立人、被告発者、不服申立人の配属又は所属する部局等の長に再調査の結果を通知するものとする。この場合において、不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知する。

(調査の結果の公表)

第 43 条 学長は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、本調査の結果、認定の内容その他必要な事項を公表するものとする。

- 2 研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査の結果その他当該事案に関する内容は公表しない。ただし、当該事案が既に公になっている場合又は論文等に過失による誤りがある場合は、本調査の結果その他必要な事項を公表するものとする。

- 3 前 2 項及び第 16 条第 2 項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査中における一時的措置)

第 44 条 学長は、本調査を実施することを決定したときから本調査の結果及び認定の内容の報告を受けるまでの間、被告発者に対して、告発された事案に係る研究費の一時的な支出停止その他必要な措置を講ずることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から被告発者の研究費の支出停止等を命ぜられたときは、必要な措置を講ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 45 条 学長及び部局等の長は、研究活動に係る不正行為と認定された研究活動に係る論文等の取下げ、研究費の使用停止その他の措置を勧告することができる。

(是正措置等)

第 46 条 調査委員会は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、学長に対し、必要に応じて再発防止措置、環境整備措置その他必要な是正措置(以下「是正措置等」という。)を講ずることを勧告するものとする。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、不正行為認定者が配属又は所属する部局等の長に対し、是正措置等を講ずることを指示するとともに、必要に応じて、本学全体における是正措置等を講ずるものとする。

- 3 学長は、第 1 項の勧告に基づき、是正措置等を講じたときは、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る資金配分機関及び関係機関に報告するものとする。

(処分)

第 47 条 本学は、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された場合は、被認定者に対し、本学の規則等により懲戒処分等を行うことができる。

- 2 本学は、前項の処分を行ったときは、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された研究活動に係る資金配分機関及び関係機関に処分の内容を通知する。

(秘密保護義務)

第 48 条 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。研究活動に係る不正行為に関する業務に携わらなくなった後も、同様とする。

- 2 研究活動に係る不正行為に関する調査に関わる全ての者は、調査に関わる過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 3 学長及び総括責任者は、告発者若しくは被告発者の氏名その他の情報、告発内容、調査内容又は調査経過が、調査の結果を公表する前に漏えいしないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 学長又は総括責任者は、告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了承を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了承は不要とする。
- 5 学長、総括責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又はその他の関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又はその他の関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう、配慮しなければならない。

(告発者及び相談者の保護)

第 49 条 部局等の長は、告発又は相談したことを理由として告発者又は相談者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発を又は相談したことを理由として、告発者又は相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 本学は、告発者又は相談者に対して不利益な取扱いを行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(被告発者の保護)

第 50 条 本学に所属する全ての者は、単に告発されたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学は、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。
- 3 学長は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、懲戒処分等その他不利益な措置を行ってはならない。

(関係機関との連絡協議)

第 51 条 総括責任者は、必要に応じて、学内外の関係機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(事務)

第 52 条 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する事務は、部局等の協力を得て、学術室学術部学術支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 53 条 この規則に定めるもののほか、研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 8 号)は廃止する。
- 3 平成 26 年度以前に配分又は措置された研究費により実施する研究活動に対する告発に係る調査については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 98 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 21 日規則第 197 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 21 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則の規定は、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 63 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規則第 80 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 10 日規則第 64 号)

この規則は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 4 日規則第 15 号)

この規則は、平成 31 年 3 月 4 日から施行する。

○広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則

(平成 27 年 6 月 17 日理事(研究担当)決裁)

広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「規則」という。)第 3 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る研究倫理教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(教員の研究倫理教育)

第 3 条 研究者等(教員に限る。)は、次の各号のいずれかの研究倫理教育を受講しなければならない。

- (1) 一般財団法人公正研究推進協会「APRIN e-learning」による e-learning プログラム
 - (2) 独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラム
 - (3) 規則第 6 条の規定に基づき総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等(当該研修会、講習会等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。以下同じ。)
- 2 研究倫理教育責任者は、前項第 1 号に定める e-learning プログラムの受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め、当該受講範囲を総括責任者に報告する。
- 3 総括責任者及び研究倫理教育責任者は、研究者等(教員に限る。)に、第 1 項第 3 号の研修会、講習会等以外の研究倫理教育に関する研修会、講習会等(以下「研修会等」という。)を受講させるよう努めるものとする。
- 4 総括責任者又は研究倫理教育責任者が研修会等が第 1 項各号に定める研究倫理教育の全部又は一部に相当すると判断する場合は、当該研修会等の受講を研究倫理教育の全部又は一部の受講とみなすことができる。

(受講の時期)

第 4 条 研究者等(教員に限る。)は、研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。この場合において、次の受講の時期は、研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(学生の研究倫理教育)

第 5 条 次の各号に掲げる研究者等は、当該各号に掲げる研究倫理教育の標準プログラムを受講しなければならない。

- (1) 大学院生 研究倫理教育(大学院生 Basic)及び研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))
又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))
- (2) 学部生 研究倫理教育(学部生)

- 2 大学院生が、研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むと認める大学院教育課程の研究倫理教育に関する授業科目を履修した場合は、当該授業科目の履修をもって研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代えることができる。

(職員の研究倫理教育)

- 第6条 研究者等(教員を除く職員に限る。)が受講する研究倫理教育については第3条の規定を、受講の時期については第4条の規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め」とあるのは、「受講範囲を定め」と読み替えるものとする。

(研究者等以外の職員の研究倫理教育)

- 第7条 研究倫理教育責任者が必要と認めた場合は、当該部局等に所属する研究者等以外の職員に研究倫理教育を受講させることができる。

- 2 研究者等以外の職員が受講する研究倫理教育については第3条の規定を、受講の時期については第4条の規定を準用する。この場合において、第3条第2項中「受講範囲を研究者等(教員に限る。)の専門分野ごとに定め」とあるのは、「受講範囲を定め」と読み替えるものとする。

(受講届等の提出)

- 第8条 研究倫理教育又は研修会等を受講した研究者等及び研究者等以外の職員は、受講届(別記様式第1号)を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。ただし、他の方法により受講の確認ができる場合は、この限りでない。

- 2 研究者等(学生に限る。)が研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))、研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))又は研究倫理教育(学部生)を受講したときは、当該研究者等の指導教員は、研究倫理教育受講修了証(別記様式第2号)を作成し、研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

(受講手続等)

- 第9条 研究倫理教育責任者は、第3条第1項各号に定める研究倫理教育の受講に係る手続並びに研究者等及び研究者等以外の職員の研究倫理教育又は研修会等の受講状況の管理に必要な業務を行う。

(雑則)

- 第10条 この細則に定めるもののほか、研究倫理教育に関し必要な事項は、広島大学研究不正防止対策推進室において定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この細則の適用の際現に研究者等が受講している研究倫理教育(第3条第1項又は第5条に相当すると研究倫理教育責任者が認めるものに限る。)は、この細則の規定により受講しているものとみなす。

附 則(平成28年2月18日 一部改正)

この細則は、平成 28 年 2 月 18 日から施行し、この細則による改正後の広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日 一部改正)

この細則は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 7 日 一部改正)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 1 日 一部改正)

この細則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

受講届

研究倫理教育責任者 殿

配属又は所属

職 名

氏 名

(自署・捺印)

(広大 I D)

(e-mail)

私は、下記により研究倫理教育を受講し、研究活動に携わる者として身につけておくべき心得等を理解しました。

1. 受講した研究倫理教育，研修会，講習会等

2. 受講年月日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

研究倫理教育受講修了証

研究倫理教育責任者 殿

指導教員

部局等名：_____

職名：_____

氏名（自署）：_____

以下の者は、下記の研究倫理教育を受講したことを証明します。

研究倫理教育^{※1}の該当（○をする。）

1. 研究倫理教育（大学院生 Advanced (M)） 2. 研究倫理教育（大学院生 Advanced (D)）
3. 研究倫理教育（学部生）

受講者

研究科・専攻

学部・学科等：_____ 学年：_____ 学生番号：_____

氏名：_____

研究倫理教育

実施日：令和 年 月 日

研究倫理教育の実施者^{※2}：_____

内容（原則として以下の手順に従い、全てを実施すること。実施した事項にチェックを入れる。）

- ☐ 研究倫理教育の実施者、受講者の双方がテキスト^{※3}を熟読した。
☐ テキストの内容を受講者が要約説明した。
☐ 研究倫理教育の実施者が受講者に対して、要約説明の内容についての質疑を行った。
☐ 当該分野において特に問題となる箇所、当該分野の慣習等について議論し、理解度の確認を行った。

その他、特に実施したこと：

※1 研究倫理教育（大学院生 Advanced (M)）、研究倫理教育（大学院生 Advanced (D)）及び研究倫理教育（学部生）は、原則として研究室単位で実施する。

※2 研究倫理教育の実施者は、原則として指導教員とする。教育効果を期待して、ポスドク等を研究倫理教育の実施者とすることもできるが、その場合は、内容の適切さの確認を指導教員が行うこと。

※3 テキストは、以下のものを利用する。

研究倫理教育（大学院生 Advanced (M)）及び研究倫理教育（大学院生 Advanced (D)）

独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

SectionIV「研究成果を発表する」

研究倫理教育（学部生）

本学が作成した「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」

改正 平成 28 年 2 月 18 日 一部改正 (平成 27 年 4 月 1 日適用)
平成 28 年 5 月 31 日 一部改正、平成 28 年 8 月 17 日一部改正
平成 29 年 2 月 7 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日適用)
平成 30 年 5 月 31 日 一部改正
令和元年 5 月 1 日 一部改正

1. 教材と教材の利用範囲、教材の利用の手続き・受講管理に必要な業務等について

区 分		教材と教材の利用範囲	受講の時期	教材利用の手続き・受講管理 に必要な実務上の業務担当
研究者等 (※1)	教員	1. 左の者に対する受講モデル（別紙 1①～③）	研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで	各部局等担当者 （別紙 1④の教材利用の手続きを除く）
	学生（※2）	2. 教材の利用範囲に関して研究倫理教育責任者（部局等の長）が定める主な事項	—	
	一般職員	ア）細則第 3 条第 1 項第 1 号の e-learning プログラムについて、その受講範囲	研究倫理教育を受講した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで	
	一般職員以外の職員	イ）左の者が、他機関等で研究倫理教育を受講している場合、受講状況を確認し、当該者が利用する教材の範囲		
研究者等以外	一般職員	ウ）細則第 3 条第 3 項の研修会、講習会等が、細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部に相当するか否かの質的観点からの決定		
	一般職員以外の職員			

※1 研究者等：本学において研究活動に携わる本学の職員、学生、本学の施設設備を利用して研究活動を行う者。（附属学校教員で科研費等の申請をする者を含む。）
※2 原則として、本学の大学院課程に修学し、修士以上の学位論文を作成する者又は学術論文作成に携わる者及び学士課程に修学し卒業論文を作成する者を研究倫理教育の対象者とする。これ以外の者は、研究倫理教育責任者の判断により実施する。

別紙 1
① 教員（細則第 3 条関係）
(1) APRIN の e-learning

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「研究活動における不正行為」 「盗用 (人文系)」 「共同研究」 「ピア・レビュー (人文系)」 「公的研究費の取扱い」	基本的に左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じて対象としない単元をオミットし決定する。(部局等内で受講範囲が異なることがある。) また、これら以外の領域の単元を必須に加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「理工学分野における利益相反」 「責任あるオーサーシップ」 「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」 「理工学分野における共同研究」 「研究者の社会的責任と告発」 「環境倫理：工学研究の環境的側面と社会的側面」 「メンターとアドバイザー」 「人を対象とした研究ダイジェスト」 「動物実験の基礎知識」 「公的研究費の取扱い」	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「共同研究のルール」 「利益相反」 「オーサーシップ」 「盗用 (生命医科学系)」 「社会への情報発信」 「ピア・レビュー (生命医科学系)」 「メンタリング」 「公的研究費の取扱い」	

(2) 日本学術振興会の e-learning

- (3) 総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等（これらの研修会、講習会等を撮影した DVD や配布資料等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。）
- (4) 細則第 3 条第 3 項の研修会、講習会等については、受講に努めることとするが、そのうち、研究倫理教育責任者が質的に細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部に相当すると判断した場合は、細則第 3 条第 1 項各号の全部又は一部の受講とみなすことができる。（例：複数回連続の研究倫理研修会を受講し、修了証や受講証が発行された場合など）

② 学生（細則第 5 条関係）

(1) 研究倫理教育の標準プログラム

区 分		目 的	実施時期	実施期限	内 容	実施単位	備 考
大 学 院 生	研究倫理教育 (大学院生 Basic)	研究者として身に着けるべき基本的な研究倫理の素養を習得する。	入学(研究室配属)時 (M1 または D1)	5 月末まで	大学院生向け研究倫理講習を収録した DVD を用いた講義形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応可)	専攻単位を基本とする	カードリーダー等による受講確認
	研究倫理教育 (大学院生 Advanced (M),(D))	学位論文を作成するにあたって必要な事項を確認し、学位論文の倫理的担保を図る。	学位論文作成開始前 (学位論文作成年次 M,D)	10 月末まで	日本学術振興会のテキストの論文執筆に関する事項を用いた討論形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応可)	研究室単位を基本とする	受講修了証による受講確認 確認書の作成と提出
学 部 生	研究倫理教育 (学部生)	卒業論文を作成するにあたって基本的な事項を習得し、卒業論文の倫理的担保を図る。	卒論作成開始前 (卒業論文作成年次)	10 月末まで	「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンス (日本学術振興会の e-learning 対応可)	研究室単位を基本とする	受講修了証による受講確認 確認書の作成と提出

- (7) 研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）の日本学術振興会のテキスト「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の受講範囲は、SectionIV「研究成果を発表する」とする。
- (4) 研究倫理教育（大学院生 Basic、Advanced(M),(D)）を APRIN の e-learning により受講する場合の受講範囲は次のとおりとする。

研究倫理教育（大学院生 Basic）の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「研究活動における不正行為」 「盗用（人文系）」	左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じてこれら以外の単元を加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「責任あるオーサiership」 （「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論文発表を含むことから受講することが望ましい。）	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「オーサiership」 「盗用（生命医科学系）」	

研究倫理教育（大学院生 Advanced(M),(D)）の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)』	「盗用（人文系）」	左の単元を受講対象とし、研究倫理教育責任者が、個々の研究分野の特性に応じてこれら以外の単元を加えることも可。
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 理工系)』	「責任あるオーサiership」 （「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論文発表を含むことから受講することが望ましい。）	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為：基盤編(RCR 生命医科学系)』	「オーサiership」 （「盗用（生命医科学系）」は引用、要約、言い換えなどを含むことから受講することが望ましい。）	

- (ウ) 研究倫理教育(学部生)の「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンスに代えて受講する日本学術振興会の e-learning は、「研究倫理 e ラーニングコース」とする。
- (エ) 卒業論文又は学位論文を課していない部局は、研究倫理教育(学部生)又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D))の実施の必要性を研究倫理教育責任者が判断する。
- (2) 本学大学院の教育課程において開講する研究倫理教育に関する授業科目
研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むものと判断する授業科目の履修は、研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代えることができる。
- ③ 職員(研究活動に携わる者として国際室 国際交流グループ、学術室 学術支援グループ、学術室 研究企画室、社会産学連携室 社会産学連携グループ、医療政策室 医療政策・医学系研究推進グループ、震地区運営支援部 総務グループ(研究支援)、病院 総合医療研究推進センターに所属する職員)(細則第 6 条関係)
職員(上記以外の者で研究倫理教育責任者が必要と認めた者や受講を希望する者など)(細則第 7 条関係)
①教員を準用する。
- ④ ③の職員のうち一般職員の教材利用の手続きにおける APRIN の e-learning に設定した一般職員向け研究倫理教育の受講手続きは、学術支援グループが行う。

なお、①教員及び③職員については、日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」及び本学が作成した「研究倫理案内」、「レポート作成上の注意」は、原則として参考教材(副教材)として取り扱うものとする。

2. 受講届について（細則第8条第1項関係）

① 研究倫理教育を受講した者は、研究倫理教育責任者に受講届を提出する。

ただし、その受講が、e-learning や ID カードリーダーなど機械的に確認できるもの、修了証や受講証の写しの提出により確認ができるもの、授業科目の履修状況などにより確認ができるもの等、受講届以外の他の方法により確認できる場合は省略できる。

② 受講届の記載例は以下のとおり。

_____（以下、記載例）_____

別記様式第1号（第8条第1項関係）

令和元年4月1日

受講届

研究倫理教育責任者 殿

配属又は所属 ○○学研究科○○講座

職 名 助教

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（自署・捺印）

（広大 I D） 87654321

（e-mail） abcde@hiroshima-u.ac.jp

私は、下記により研究倫理教育を受講し、研究活動に携わる者として身につけておくべき心得等を理解しました。

1. 受講した研究倫理教育，研修会，講習会等

講習会名、講演会の
名称

例1) ○○研究科主催FD「責任あるオーサiership研修会」

例2) ○○財団法人主催研修会「研究における不正行為防止セミナー 盗用（全3回）」

2. 受講年月日：令和元年4月1日

博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

広島大学が博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条、第九条及び広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）の第13条及び第14条に基づき、広島大学学術情報リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」、「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

博士の学位論文を提出するにあたり、学位の申請及び広島大学学術情報リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ、必要事項を記入してください。

【広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）抜粋】

（学位論文要旨の公表）

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

学位申請者氏名	
論文提出先研究科	
論文題目	

問い合わせ先：

① リポジトリ・著作権に関すること

広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画主担当

Tel：082-424-6228（内線 東広島 6228） Fax：082-424-6211（内線 東広島 6211）

E-Mail：tosho-kikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ（HiR）トップページ <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

② 確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること

各研究科支援室（学生支援グループ）

③ 特許等に関すること

指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門

Tel：082-424-5597 Fax：082-424-6133

E-Mail：chizai@hiroshima-u.ac.jp

※以下の項目は、事務で記入します。

学位記番号	甲 第 号 乙	学位授与年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

1. 学位論文執筆に係る確認事項		
☐	所定の研究倫理教育プログラムを受講し、研究倫理に関し必要な事項を理解したこと。	
☐	研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。	
☐	著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～エを満たす、適切な方法で引用を行っている。または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。） ア 既に公表されている著作物であること イ 「公正な慣行」に合致すること ・引用を行う「必然性」があること ・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること ・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること ・引用される分量が必要最小限の範囲内であること エ 「出所の明示」をすること	
☐	プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。）	
2. 学位論文申請に係る確認事項		
☐	共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または、単著論文であること。	
☐	「学位論文の全文」、「学位論文の要旨」の電子データを提出すること。また、広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」がある場合には、併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は、PDF（PDF/A(ISO 19005)推奨）とする。	
3. 広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項		
<注意事項>		
1 本学では広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため、本確認書（申請書）提出の際に、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したことになります。		
2 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。		
3 「学位論文の要旨」及び「論文審査の要旨」は学位授与日から 3 月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から 1 年以内にリポジトリにおいて公表し、リポジトリトップページに「お知らせ」を掲載しますので、確認してください。		
☐	学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。	
☐	広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」（以下 A～H）に該当しないこと。 （該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。）	
【広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェック不要）		
A ☐	立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。	
B ☐	学位論文における文章や図表・写真等について、著作権法第 32 条に定める引用ではなく、同法第 63 条に定める許諾によって利用した場合において、リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また、リポジトリでの公表について許諾が得られていない。	
C ☐	共著者のある場合で、リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。	
D ☐	著作権を譲渡している場合で、著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。	
E ☐	投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。	
F ☐	公表してはいけないような、対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。	
G ☐	投稿・出版の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。	
H ☐	特許・実用新案等の出願の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。	
広島大学長 殿 上記の理由（詳細：_____）により、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので、申請します。 なお、上記の理由が解消された場合には、速やかに_____研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し、論文の全文を公表します。 【公開予定日：20 年 月 日】（ ☐ 公開予定日は定まらない。）		
（事務で記入） やむを得ない事由の審議結果		20 年 月 日 研究科教授会・代議員会 承認 ☐
4. 申請者署名及び指導教員署名		
学位申請者署名（自署）		20 年 月 日
主指導教員署名（自署） （論文博士の場合、主査等署名）		20 年 月 日

修士の学位論文の提出に係る確認書

広島大学長 殿

研究科： _____

専攻等： _____

学年： _____ 学生番号： _____

氏名（自署）： _____

修士の学位論文の提出に当たり、以下の全ての事項を確認しました。

論文題目： _____

確認事項（チェックを入れる。）

- ☐ 所定の研究倫理教育プログラムを受講し、研究倫理に関し必要な事項を理解したこと。
- ☐ 研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。
- ☐ 著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～エを満たす、適切な方法で引用を行っている。または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。）
 - ア 既に公表されている著作物であること
 - イ 「公正な慣行」に合致すること
 - ・ 引用を行う「必然性」があること
 - ・ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
 - ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること
 - ・ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
 - ・ 引用される分量が必要最小限の範囲内であること
 - エ 「出所の明示」をすること
- ☐ プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。）

上記記載事項を確認しました。

指導教員

職名： _____

氏名（自署）： _____

確認年月日： 平成 年 月 日

研究活動における 不正行為の防止について

研究倫理教育(大学院生Basic)

2016年11月版

広島大学研究不正防止対策推進室



HIROSHIMA UNIVERSITY

はじめに

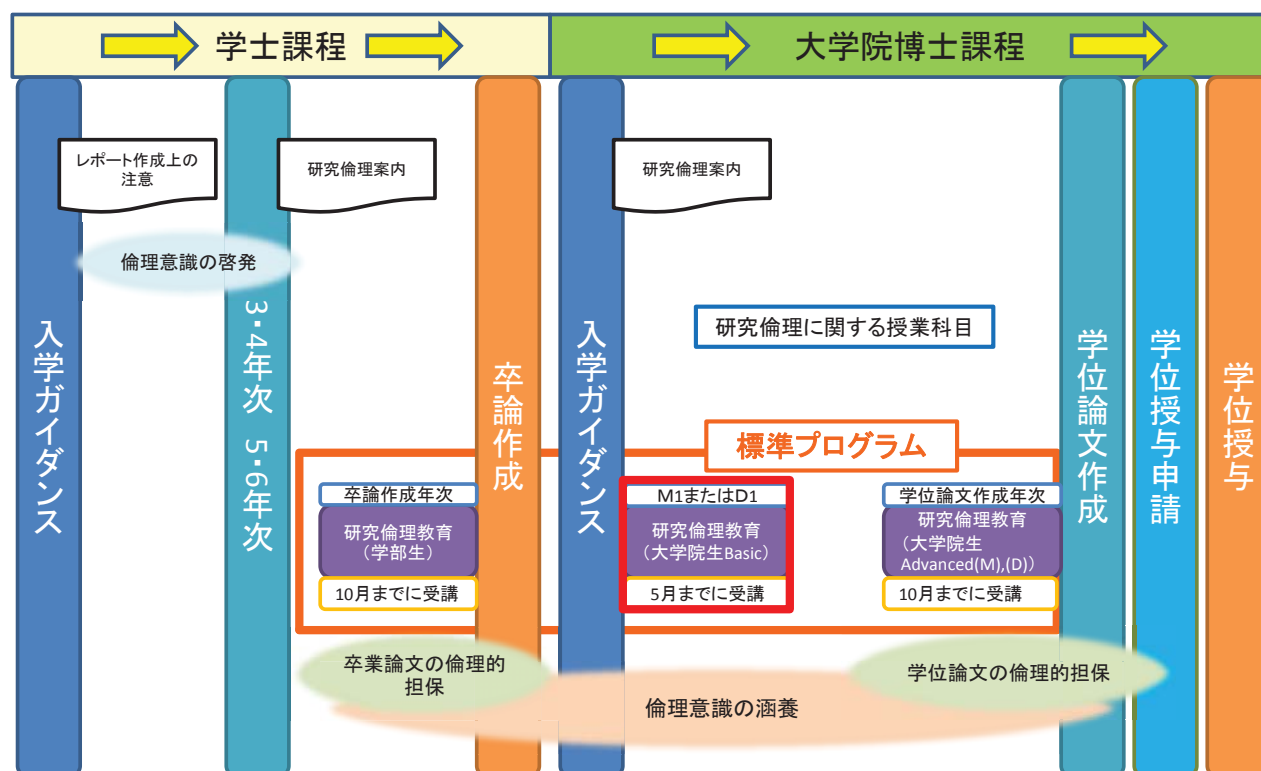


HIROSHIMA UNIVERSITY

2

卒業研究、大学院の研究を行う
学生も、研究を行う以上教員と同
じ「**研究者(科学者)**」であり、等し
く研究者として責務を負います

平成29年4月より実施



●第1部 (p8)

責任ある研究活動 (p8)

1. 研究活動の不正行為 (p15)
2. 研究費の不正使用 (p29)
3. データの取り扱い (p34)
4. 研究成果の発表 (p49)

●第2部 (p60)

広島大学における科学者の行動規範と規則

研究倫理教育教材① 本日の講義テキスト

科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー

Section I 責任ある研究活動とは What Is a Responsible Research Activity

Section II 研究計画を立てる Planning Research

Section III 研究を進める Conducting Research

Section IV 研究成果を発表する Presentation of Research Results

Section V 共同研究をどう進めるか How to Conduct Joint Research

Section VI 研究費を適切に使用する Appropriate Use of Research Funds

Section VII 科学研究の質の向上に寄与するために

Contributing to Quality Improvement in Scientific Research

Section VIII 社会の発展のために For the Progress of Society



通称 Green Book

WEB上で全文公開

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1353972.htm

以下、WEBで公開されている「科学の健全な発展のために」からの出典はタイトル欄に「(Green Book Text PO)」で示す。

研究倫理教育教材② 冊子、授業科目

○ 『研究倫理案内』の配布(日本語、英語、中国語)

研究倫理について簡単にまとめた小冊子(2016. 3改定)

「もみじ」→「学びのサポート」→大学院課程→研究倫理案内

○ 『レポート作成上の注意』配布(日本語、英語、中国語)

レポートを書くときに注意すべきこと(剽窃、著作権、引用等)を簡単にまとめた小冊子(2016. 3改定)

「もみじ」→「学びのサポート」→学士課程→レポート作成上の注意

○ 大学院共通授業科目における研究倫理涵養分野

大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉える発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目のなかに、『研究倫理涵養分野(社会との関係で必要とされる倫理を涵養する授業科目)』を設けています。



主な授業科目名	開設部局
研究倫理(Research Ethics)*	理学研究科
生命・医療倫理特論	医歯薬保健学研究科
科学者・技術者倫理	生物圏科学研究科

* 印は、英語で行われる授業科目

研究倫理教育教材③ e-learning

CITI Japan e-ラーニング

<http://www.shinshu-u.ac.jp/project/cjp/>

責任ある研究行為:基礎編(RCR-H) (人文系)

「研究における不正行為」「盗用」「共同研究」「ピア・レビュー」「公的研究資金の取扱い」

責任ある研究行為:基礎編(RCR-S) (理工系)

「研究不正」「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」「理工学分野における利益相反」
 「責任あるオーサーシップ」「工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」「理工学分野における共同研究」
 「研究者の社会的責任と告発」「環境倫理:工学研究の環境的側面と社会的側面」「メンターとアドバイザー」
 「人を対象とした研究ダイジェスト」「動物実験の基礎知識」「公的研究資金の取扱い」

責任ある研究行為:基礎編(RCR) (医学系)

「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「データの扱い」「共同研究のルール」「利益相反」
 「オーサーシップ」「盗用」「社会への情報発信」「ピア・レビュー」「メンタリング」「公的研究資金の取扱い」
 「責任ある研究行為ダイジェスト」

上記以外にも単元が設けられている。

JSPS e-ラーニング(eL CoRE)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>

事例で「学ぶ/考える」研究倫理 -誠実な科学者の心得-

JSPSテキスト『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得』(Green Book)の内容をもとにアニメーション化した事例で学ぶ・考える教材であり、各テーマごとに確認テストを受検する。2016年4月運用開始